

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（449）」

2. 日時：平成28年9月30日 13時30分～17時20分

3. 場所：原子力規制庁 13階 D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

江崎安全審査官、岡本安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、  
照井安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、  
安達係員、大塚係員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループマネージャー 他15名

電源開発株式会社：原子力技術部 原子力土木室 担当 他1名

東北電力株式会社：土木建築部 火力原子力土木 担当 他1名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ副長 他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ課長 他2名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム担当

中国電力株式会社：電源事業本部 マネージャー(原子力耐震)他1名

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「5条 津波による損傷の防止」及び「40条 津波による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

○貯留堰のジョイント部の漏水量の評価方針について具体的に整理し説明すること。

○浸水防護設備が設置される構築物等の止水ゴムの性能（耐水性、接着力等）について実例を含め設計方針を示し説明すること。

○貯留堰と取水護岸間の接続部の止水工の設計方針、許容値について説明すること。

○貯留堰の止水機能に対する相対変位の影響評価方針を示し説明すること。

○貯留水量のスロッシングに対する影響の設計方針を示し説明すること。

○荒浜側防潮堤の津波発生時におけるクイックサンドについて検討方針を説明すること。

- 荒浜側と大湊側の津波監視体制の連携(運用手順の整備状況)について説明すること。
- 津波襲来時の車両退避の実現可能性についてタイムチャート等を用いて具体的に説明すること。
- 津波防護施設として周囲の敷地(地山)及び中央土捨場の活用について説明すること。
- 荒浜側の周辺盛土のすべり安定性、液状化及び避雷鉄塔への影響による津波の浸水経路発生に対する設計方針について説明すること。
- 避雷鉄塔の盛土下の破碎帯の有無について説明すること。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 津波による損傷の防止について(指摘事項に対する回答)
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 津波による損傷の防止について